

令和6年度自己点検シート【居宅介護支援】

点検項目	点検事項	根拠法令	確認文書	点検結果		
				適	不適	該当なし
第1 基本方針						
1 基本方針	(1) 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものとなっていますか。	基準条例第2条	・運営規程 ・重要事項説明書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとなっていますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行っていいますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めていますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 暴力団の排除	(1) 指定居宅介護支援事業者及びその事業所の管理者は、暴力団及び暴力団員と密接な関係を有するものではありませんか。	基準条例第3条	・誓約書等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、その運営については、暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていませんか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	確認文書	点検結果		
				適	不適	該当なし
第2 人員に関する基準						
1 従業者の員数	(1) 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置いていますか。	基準条例第4条	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務表 ・介護支援専門員証 ・職員名簿、雇用契約書 ・常勤・非常勤職員の員数がわかる書類 ・就業規則 ・賃金台帳等 ・利用者数がわかる資料 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 介護支援専門員の員数の標準は、利用者の数が44又はその端数を増すごとに1となっていますか。 ※ 介護予防支援の指定を併せて受け、指定介護予防支援事業者から委託を受けて、指定介護予防支援を行う場合には、指定居宅介護支援利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の数に3分の1を乗じた数を加えた数 ※ ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合は、利用者の数が49人又はその端数を増すごとに1			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 管理者	(1) 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所ごとに、専らその職務に従事する、常勤の管理者を配置していますか。 ※ 次に掲げる場合は、必ずしも専らその職務に従事する者ではなくても差し支えありません。 ①管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 ②管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限ります。） ※ 介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務はできません。（解説通知）	基準条例第5条	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務表 ・資格証 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 管理者は、主任介護支援専門員ですか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第3 運営に関する基準						
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	基準条例第6条	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書 ・利用申込書（契約書等） ・同意に関する記録 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること等につき説明を行い理解を得ていますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、前6月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めていますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めていますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	確認文書	点検結果		
				適	不適	該当なし
1 内容及び手続の説明及び同意	(5) 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、(1)の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（電磁的方法）により提供していますか。（この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなします。） <ul style="list-style-type: none"> ①電子情報処理組織を使用する方法のうち又はイに掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ア) 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ) 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） ②電磁的記録媒体をもって調製するファイルに(1)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) (5)に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものになっていますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていますか。 <ul style="list-style-type: none"> ①(5)に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの ②ファイルへの記録の方式 			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(8) (7)の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったにもかかわらず、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法により行っていませんか。 <p>（ただし、当該利用申込者又はその家族が再び(5)の規定による承諾をした場合は、この限りではありません。）</p>			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 提供拒否の禁止	指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	基準条例第7条	・要介護度の分布がわかる資料	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 サービス提供困難時の対応	指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じていますか。	基準条例第8条	・適宜必要と認める資料	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 受給資格等の確認	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	基準条例第9条	・被保険者証（写し）又は記載内容の確認書類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	確認文書	点検結果		
				適	不適	該当なし
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力をっていますか。	基準条例第10条	・申請代行に関する書類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については要介護認定の申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。		・要介護認定申請書控	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っていますか。		・要介護認定申請書控	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 身分を証する書類の携行	指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	基準条例第11条	・就業規則 ・業務マニュアル ・身分証等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 利用料等の受領	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じていませんか。	基準条例第12条	・契約書 ・重要事項説明書 ・利用のしおり ・領収証（控）等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができますが、支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
8 保険給付の請求のための証明書の交付	指定居宅介護支援事業者は、法定代理受領サービスに該当しない、当該サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に交付していますか。	基準条例第13条	・指定居宅介護支援提供証明書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
9 指定居宅介護支援の基本取扱方針	(1) 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行っていますか。	基準条例第14条	・居宅サービス計画書 ・居宅介護支援経過	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、公表し、常にその改善を図っていますか。		・評価を実施した記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	(1) 指定居宅介護支援事業者の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	基準条例第15条		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。		・説明文書 ・業務マニュアル	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	確認文書	点検結果			
				適	不適	該当なし	
	(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていませんか。		・身体的拘束等に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) (3)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者的心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。		・居宅サービス計画書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。		・居宅サービス計画書 ・課題分析の記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(8) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握していますか。		・課題分析の記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(9) 介護支援専門員は、(8)に記載する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。 (この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければなりません。)		基準条例第15条	・居宅介護支援経過 ・アセスメントの記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(10) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成していますか。		・居宅サービス計画書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	確認文書	点検結果		
				適	不適	該当なし
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(11) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 (ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとします。)	基準条例第15条	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議の要点 ・サービス担当者に対する照会内容 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画 <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(14) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めていますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(15) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。	基準条例第15条	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の記録 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(16) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供していますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(17) 介護支援専門員は、(15)に記載する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っていますか。 ①少なくとも1月に1回、利用者に面接すること ②少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 ③①の規定による面接は利用者の利用者の居宅を訪問することによって行うこと (ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことができます。) ①テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて文書により利用者の同意を得ていること ②サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること ア) 利用者の心身の状況が安定していること イ) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること ウ) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること			<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの記録 ・居宅介護支援経過 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	確認文書	点検結果		
				適	不適	該当なし
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(18) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 (ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとします。) ①要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 ②要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	基準条例第15条	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医との連絡記録 ・居宅介護支援経過 ・介護保険施設等との連絡記録 ・居宅介護支援経過 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(19) (5)～(14)については、(15)に記載する居宅サービス計画の変更についても準用していますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(20) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(21) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(23) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費のサービス費総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ていますか。	基準条例第15条	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画 ・届出書 ・居宅サービス計画書 ・主治医の意見書 ・主治医への照会記録 ・居宅介護支援経過 ・主治の医師に居宅サービス計画を交付した記録 ・居宅サービス計画書 ・主治医の意見書 ・居宅介護支援経過 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	(24) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めていますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(25) (24)の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付していますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っていますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	確認文書	点検結果		
				適	不適	該当なし
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(27) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないように留意していますか。		<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画書 ・サービス利用票・別表 ・要介護認定有効期間の半数を超える短期入所についての理由書 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(28) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(29) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11 法定代理受領サービスに係る報告	(30) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。	基準条例第15条	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画書 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(31) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(32) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮していますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(33) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めていますか。			<ul style="list-style-type: none"> ・事務記録等 ・地域ケア会議等の資料 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12 法定代理受領サービスに係る報告	(1) 指定居宅介護支援事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出していますか。	基準条例第16条	<ul style="list-style-type: none"> ・給付管理票控 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられる基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、国民健康保険団体連合会に対して提出していますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	確認文書	点検結果		
				適	不適	該当なし
12 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	基準条例第17条	・給付管理票控 ・居宅サービス計画書 ・サービス利用票・別表 ・実施状況に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13 利用者に関する市町村への通知	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかの事項に該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ①正当な理由なしに介護給付費対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。	基準条例第18条	・市町に送付した通知に係る記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
14 管理者の責務	(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	基準条例第19条	・組織図、組織規程 ・業務分担表 ・業務報告書 ・業務日誌等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に指定基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15 運営規程	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めていますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦その他運営に関する重要事項	基準条例第20条	・運営規程	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16 勤務体制の確保等	(1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。	基準条例第21条	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表（原則として月ごと）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業者ごとに、当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させていますか。 (ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りではありません。)			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のため、その研修の機会を確保していますか。		・研修受講修了証明書 ・研修計画、出張命令 ・研修会資料	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	基準条例第21条	・就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	確認文書	点検結果		
				適	不適	該当なし
17 業務継続計画の策定等	(1) 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	基準条例第21条の2	・業務継続計画 ・研修・訓練記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修（年1回以上）及び訓練（年1回以上）を定期的に実施していますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18 設備及び備品等	指定居宅介護支援事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。	基準条例第22条	・平面図 ・設備・備品等一覧表	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19 従業者の健康管理	指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	基準条例第23条	・健康管理に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20 感染症の予防及びまん延の防止のための措置	(1) 指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っていますか。	基準条例第23条の2	・議事録等 ・感染症の予防及びまん延防止指針 ・研修・訓練の記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修（年1回以上）及び訓練（年1回以上）を定期的に実施していますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21 掲示	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示していますか。（事業者は、規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。）	基準条例第24条	・掲示内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	確認文書	点検結果		
				適	不適	該当なし
22 秘密保持等	(1) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	基準条例第25条	・就業時の取り決め等の記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていますか。		・就業時の取り決め等の記録 ・守秘義務の誓約書等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。		・利用者及び家族の同意書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23 広告	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	基準条例第26条	・広告物	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	(1) 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。	基準条例第27条		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受していませんか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25 苦情処理	(1) 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	基準条例第28条	・運営規程 ・苦情に関する記録 ・苦情対応マニュアル ・苦情に対する対応結果記録 ・指導等に関する改善記録 ・市町村への報告記録 ・国保連からの指導に対する改善記録 ・国保連への報告書 ・利用者、家族向け説明文書 ・重要事項説明書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録してますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	確認文書	点検結果		
				適	不適	該当なし
25 苦情処理	(4) 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告していますか。	基準条例第28条	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・苦情に関する記録 ・苦情対応マニュアル ・苦情に対する対応結果記録 ・指導等に関する改善記録 ・市町村への報告記録 ・国保連からの指導に対する改善記録 ・国保連への報告書 ・利用者、家族向け説明文書 ・重要事項説明書 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	(6) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	(7) 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26 事故発生時の対応	(1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行ふとともに、必要な措置を講じていますか。	基準条例第29条	<ul style="list-style-type: none"> ・事故対応マニュアル、指針等 ・事故に関する記録 ・支援経過等 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っていますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27 虐待の防止	(1) 指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができます。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っていますか。	基準条例第29条の2	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況がわかるもの（議事録等） ・虐待の防止のための指針 ・研修記録 ・担当がわかるもの 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修（年1回以上）を定期的に実施していますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 上記(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28 会計の区分	指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分していますか。	基準条例第30条	<ul style="list-style-type: none"> ・会計関係書類 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	確認文書	点検結果		
				適	不適	該当なし
29 記録の整備	(1) 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	基準条例第31条	・職員名簿・設備台帳 ・会計関係書類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する下記の記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ①指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ②個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 ア 居宅サービス計画 イ アセスメントの記録 ウ サービス担当者会議等の記録 エ モニタリングの結果の記録 ③身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④市町村への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		・居宅サービス計画書 ・居宅介護支援経過（アセスメント・モニタリング結果記録） ・サービス担当者会議の要点 ・身体的拘束等に関する記録 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情の記録 ・事故の記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

第4 変更の届出等

1 変更の届出	事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③申請者の登記事項証明書又は条例等 ④事業所の平面図 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥運営規程 ⑦介護支援専門員の氏名及びその登録番号 ⑧事業所電話番号、メールアドレス	法第82条 則第133条	・届出書類の控	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
---------	--	-----------------	---------	-------------------------------------	--------------------------	--------------------------

8 加算等の算定状況(令和6年4月分)

(1) 居宅介護支援費

① 令和6年度に算定実績のある項目について、「算定状況」欄に○をつけてください。
 ② ①で「○」をした項目について、「点検事項」を満たしている場合に「点検結果」の□にチェックしてください。
 ③ 各加算の算定要件を満たしていないが加算を請求した場合及び減算すべきであるが行っていない場合は、介護給付費の過誤調整の手続を取ってください

算定状況	点検項目	点検事項	点検結果	備考
	居宅介護支援費（Ⅱ）	ケアプランデータ連携システムの活用 事務職員の配置（適切な数の人員を配置）	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	
	高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催していない 高齢者虐待防止のための指針の整備していない 高齢者虐待防止のための研修の実施（年1回以上）していない 高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者の配置していない	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	
	業務継続計画未策定減算（※令和7年3月31日までの間、減算を適用しない）	業務継続計画の策定していない 業務継続計画に従い必要な措置を講じていない	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	
	同一建物におけるサービス提供	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者がいる 事業所と同一の建物に居住する利用者がいる 同一の建物（上記以外の建物）に居住する利用者が1月当たり20人以上いる	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	
運営基準減算（50/100）		サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、次のこととを文書を交付して説明していない ・利用者は複数のサービス事業者等を紹介するよう求めることができること ・居宅サービス計画に位置づけたサービス事業者の選定理由の説明を求めることができること 居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たり、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接をしていない 次のいずれかの場合にサービス担当者会議を開催していない ・居宅サービス計画を新規に作成した場合及び変更した場合 ・要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 ・要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない モニタリングに当たり、特段の事情がなく、介護支援専門員が1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない モニタリングは、少なくとも2月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接して実施し、利用者の居宅を訪問しない月はテレビ電話装置等を活用して利用者の面接を実施 モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続しているケースがある	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	
運営基準減算（0/100）		運営基準減算が2月以上継続している	<input type="checkbox"/> 該当	
特定事業所集中減算		①～⑤に掲げる事項を記載した書類（5年間）を作成及び保存していない ①判定期間における居宅サービス計画の総数 ②訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数 ③訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名 ④算定方法で計算した割合 ⑤算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由 事業所で前6月間に作成した居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型サービスを位置づけた各サービス計画数に対して、同一のサービスに係る事業者によって提供されたものの占める割合が80%を超えている <計算式>当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数 ÷ 当該サービスを位置付けた計画数	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	
初回加算		新規に居宅サービス計画を作成（過去2月以上算定していない場合を含む） 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成 退院・退所加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	
入院時情報連携加算（Ⅰ）		利用者が入院した日のうちに情報提供 入院の日以前に情報提供、事業所の営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日に情報提供 病院又は診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報提供（提供方法は問わない）	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	
入院時情報連携加算（Ⅱ）		利用者が入院した日の翌日又は翌々日に情報提供 事業所の営業時間終了後に入院した場合に、入院した日から起算して3日目が事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日に情報提供 病院又は診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報提供（提供方法は問わない）	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	
退院・退所加算（Ⅰ）イ		退院・退所にあたって、病院・施設の職員と面談を行い、入院・入所中あるいは退院・退所後7日以内にカンファレンス以外の方法により利用者に関する情報の提供を1回受け、居宅サービス計画を作成、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行っている 他の退院・退所加算、初回加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	
退院・退所加算（Ⅰ）ロ		退院・退所にあたって、病院・施設の職員と面談を行い、入院・入所中あるいは退院・退所後7日以内にカンファレンスにより利用者に関する情報の提供を1回受け、居宅サービス計画を作成、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行っている 他の退院・退所加算、初回加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	

8 加算等の算定状況(令和6年4月分)

(1) 居宅介護支援費

- ① 令和6年度に算定実績のある項目について、「算定状況」欄に○をつけてください。
- ② ①で「○」をした項目について、「点検事項」を満たしている場合に「点検結果」の□にチェックしてください。
- ③ 各加算の算定要件を満たしていないが加算を請求した場合及び減算すべきであるが行っていない場合は、介護給付費の過誤調整の手続を取ってください

算定状況	点検項目	点検事項	点検結果	備考
退院・退所加算(II)イ	退院・退所にあたって、病院・施設の職員と面談を行い、入院・入所中あるいは退院・退所後7日以内にカンファレンス以外の方法により利用者に関する情報の提供を2回以上受け、居宅サービス計画を作成、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行っている	<input type="checkbox"/> 該当		
	他の退院・退所加算、初回加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当		
退院・退所加算(II)ロ	退院・退所にあたって、病院・施設の職員と面談を行い、入院・入所中あるいは退院・退所後7日以内に利用者に関する情報の提供を2回受け（うち1回以上はカンファレンスによること）、居宅サービス計画を作成、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行っている	<input type="checkbox"/> 該当		
	他の退院・退所加算、初回加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当		
退院・退所加算(III)	退院・退所にあたって、病院・施設の職員と面談を行い、入院・入所中あるいは退院・退所後7日以内に利用者に関する情報の提供を3回以上受け（うち1回以上はカンファレンスによること）、居宅サービス計画を作成、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行っている	<input type="checkbox"/> 該当		
	他の退院・退所加算、初回加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当		
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画に記録	<input type="checkbox"/> 該当		
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、当該カンファレンスの実施日、参加した医療関係職種等の氏名、要点を居宅サービス計画等に記載している	<input type="checkbox"/> 該当		
	カンファレンス後、必要に応じて、速やかに居宅サービス計画を変更し居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整を行っている	<input type="checkbox"/> 該当		
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者	<input type="checkbox"/> 該当		
	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握	<input type="checkbox"/> 該当		
	24時間連絡できる体制の確保、かつ、必要に応じてサービスを行うことができる体制	<input type="checkbox"/> 該当		
	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問	<input type="checkbox"/> 該当		
	利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供	<input type="checkbox"/> 該当		
特定事業所加算(Ⅰ)	死亡月に算定	<input type="checkbox"/> 該当		
	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置	<input type="checkbox"/> 該当		
	常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）を3名以上配置	<input type="checkbox"/> 該当		
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催	<input type="checkbox"/> 該当		
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制の確保	<input type="checkbox"/> 該当		
	算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4及び要介護5である者の割合が4割以上	<input type="checkbox"/> 該当		
	計画的な研修の実施（介護支援専門員ごとの研修計画の作成及び実施）	<input type="checkbox"/> 該当		
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/> 該当		
	家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加	<input type="checkbox"/> 該当		
	特定事業所集中減算の適用がないこと	<input type="checkbox"/> 該当		
	介護支援専門員1人当たりの利用者数が45名未満（居宅介護支援費Ⅱの算定の場合は50名未満）	<input type="checkbox"/> 該当		
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している	<input type="checkbox"/> 該当		
	毎年度、事例検討会・研修会等の計画を定めている	<input type="checkbox"/> 該当		
	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保	<input type="checkbox"/> 該当		
特定事業所加算(Ⅱ)	必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している	<input type="checkbox"/> 該当		
	常勤かつ専従の主任介護支援専門員1名以上を配置	<input type="checkbox"/> 該当		
	常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）を3名以上配置	<input type="checkbox"/> 該当		
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催	<input type="checkbox"/> 該当		
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制の確保	<input type="checkbox"/> 該当		
	計画的な研修の実施（介護支援専門員ごとの研修計画の作成及び実施）	<input type="checkbox"/> 該当		
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/> 該当		
	家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加	<input type="checkbox"/> 該当		
	特定事業所集中減算の適用がないこと	<input type="checkbox"/> 該当		
	介護支援専門員1人当たりの利用者数が45名未満（居宅介護支援費Ⅱの算定の場合は50名未満）	<input type="checkbox"/> 該当		
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している	<input type="checkbox"/> 該当		
	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保	<input type="checkbox"/> 該当		
	必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している	<input type="checkbox"/> 該当		

8 加算等の算定状況(令和6年4月分)

(1) 居宅介護支援費

- ① 令和6年度に算定実績のある項目について、「算定状況」欄に○をつけてください。
- ② ①で「○」をした項目について、「点検事項」を満たしている場合に「点検結果」の□にチェックしてください。
- ③ 各加算の算定要件を満たしていないが加算を請求した場合及び減算すべきであるが行っていない場合は、介護給付費の過誤調整の手続を取ってください

算定状況	点検項目	点検事項	点検結果	備考
特定事業所加算（Ⅲ）	常勤かつ専従の主任介護支援専門員1名以上を配置	<input type="checkbox"/> 該当		
	常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）を2名以上配置	<input type="checkbox"/> 該当		
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催	<input type="checkbox"/> 該当		
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制の確保	<input type="checkbox"/> 該当		
	計画的な研修の実施（介護支援専門員ごとの研修計画の作成及び実施）	<input type="checkbox"/> 該当		
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/> 該当		
	家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加	<input type="checkbox"/> 該当		
	特定事業所集中減算の適用がないこと	<input type="checkbox"/> 該当		
	介護支援専門員1人当たりの利用者数が45名未満（居宅介護支援費Ⅱの算定の場合は50名未満）	<input type="checkbox"/> 該当		
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している	<input type="checkbox"/> 該当		
	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保	<input type="checkbox"/> 該当		
	必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している	<input type="checkbox"/> 該当		
特定事業所加算（A）	常勤かつ専従の主任介護支援専門員1名以上を配置	<input type="checkbox"/> 該当		
	常勤かつ専従の介護支援専門員1名以上、かつ専従の介護支援専門員を常勤換算で1以上配置 ※上記の主任介護支援専門員とは別	<input type="checkbox"/> 該当		
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催	<input type="checkbox"/> 該当		
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制（連携可）	<input type="checkbox"/> 該当		
	計画的な研修の実施（介護支援専門員ごとの研修計画の作成及び実施）（連携可）	<input type="checkbox"/> 該当		
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/> 該当		
	家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加	<input type="checkbox"/> 該当		
	特定事業所集中減算の適用がないこと	<input type="checkbox"/> 該当		
	介護支援専門員1人当たりの利用者数が45名未満（居宅介護支援費Ⅱの算定の場合は50名未満）	<input type="checkbox"/> 該当		
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施（連携可）	<input type="checkbox"/> 該当		
	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保	<input type="checkbox"/> 該当		
	必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。	<input type="checkbox"/> 該当		
特定事業所 医療介護連携加算	次のいずれにも適合 ・前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院、診療所、 地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上 ・前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定 ・特定事業所加算（I）、（II）又は（III）を算定している ※経過措置として、令和7年3月31日までの間は、従前のとおり算定回数が5回以上の場合に要件を満たすこととし、同年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15以上である場合に要件を満たすこととするため、留意すること。	<input type="checkbox"/> 該当		